

●補助対象事業・対象事業所等一覧（施設系については、定員30人以上のものであること）

連番	区分	対象事業所・施設等									備考
		特 別 養 護 老人ホーム	介 護 老 人 保 健 施 設	介 護 医 療 院	軽 費 老人ホーム	養 護 老人ホーム	有 料 老人ホーム	老 人 短 期 入 所 施 設	通 所 介 護 事 業 所	老 人 福 祉 セ ン ター 老 人 福 祉 施 設 付 作 業 所 老 人 介 護 支 援 セ ン ター	
1	既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業				○		○		○ ※宿泊サービスの提供を行う場合に限る		
2	社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業	○	○	○	○	○					大規模修繕の内容については、国実施要綱別記参照
3	国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業	○	○	○	○	○					大規模修繕の内容については、国実施要綱別記参照
4	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	○	○	○	○	○					
5	高齢者施設等の水害対策強化事業	○	○	○	○	○					
6	高齢者施設等の給水設備整備事業	○	○	○	○	○					
7	高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業	○ ※及び併設される老人短期入所施設	○	○	○	○	○	○ ※特養に併設されていないもの	○	○	
8	高齢者施設等の換気設備整備事業	○ ※及び併設される老人短期入所施設	○	○	○	○	○	○ ※特養に併設されていないもの			

※要望調査書への入力においては、対応する区分のシートに記載をお願いします。

※定員29人以下の事業所への補助については、所在する市町村の管轄になりますので市町村担当課にお尋ねください。

（なお、本調査は予算確保のために県が独自に行っている調査のため、すべての市町村が調査を行っているわけではありません。）

※補助基準単価や要件の詳細については、実施要綱等を御確認ください。